

脱退予告者の権利について

- Q 1. 自由脱退予告者は、持分が計算される期末までの期間は組合員であり、持分権があると解釈してよろしいか。
- Q 2. 1の組合員は、その持分を確定する決算総会（通常総会、通常5月に開催される）に出席して、組合員権を行使することはできないと解釈してよろしいか。
- Q 3. 脱退予告者が総代である場合、期末までの期間に総代の任期満了による改選があったときは、その組合員は総代の選挙権並びに被選挙権があるか否か。

- A 1. 組合員は、中協法第18条（自由脱退）の規定により、脱退することができるが、この場合、予告を必要とし、かつ、脱退の効果は事業年度末でなければ発生しない。したがって、組合員は予告後も年度末に至るまでの間は依然として組合員たる地位を失うものではなく、それまでの間は、組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負うものである。
- A 2. 脱退の効果は、事業年度末において発生し、それ以後は、組合員たる地位を失うものであるから、組合員として事業年度終了後の総会に出席することはできない。
- A 3. 脱退届を提出している組合員が総代であっても、事業年度末に至るまでは組合員たる地位を失うものではないから、総代の選挙権及び被選挙権を有する。